

## 第 34 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和 2 年 4 月 24 日 (金)
- 2 開閉時間 午後 4 時 30 分開会 午後 5 時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 8 人  
2 番 小野寺昭一 3 番 鈴木英博 5 番 佐々木辰善 8 番 森脇豊仁  
9 番 小川一也 11 番 斎藤哲子 12 番 北村浩光 14 番 吉本 廉
- 5 欠席委員 1 番 小原孝志、4 番 佐藤美頭雄、6 番 寺崎秀子、  
7 番 相澤峰基、10 番 山崎禎彦、13 番 舟根 禎
- 6 会議出席 長谷部事務局長、岡野主幹兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 3 番 鈴木英博、5 番 佐々木辰善
- 9 議事内容  
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 3 号 青年等就農計画認定申請に係る意見について  
報告第 4 号 青年等就農計画の認定通知について  
報告第 5 号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について  
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況について  
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 4 号 土地の現況証明書の交付について

## 10 議事録本紙

議長

これから、第34回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は8名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、3番委員、5番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第6報告第5号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事

それでは、議案2頁をご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。

相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案3頁、4頁をご覧ください。

番号が1番の1件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

位置図は5頁、6頁に載せてありますので、ご確認願います。

続きまして、議案8頁をご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」でございます。

農地転用に係る届出を受理し、農地法施行規則第28条の規定に基づく、受理通知書を交付しましたので、報告します。

議案は9頁、10頁をご覧ください。

番号が1番の1件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、申請人については記載のとおりです。

1番について、転用の目的は、雪捨て場の確保のためです。

転用基準の区分は、市街化区域であるため、転用許可を必要としない案件になります。

また、転用の理由についても、雪捨て場の確保であることから、基準を満たすものと判断します。

位置図については11頁に載せてありますので、ご確認願います。

以上について、届出を受理し、受理通知書を交付したことを報告します。

続きまして、議案 12 頁をご覧ください。

報告第 3 号「青年等就農計画認定申請に係る意見について」でございます。

農業経営基盤強化促進法施行規則第 15 条の 4 及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 2 の 4 の（4）に規定する青年等就農計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案 13 頁、14 頁をご覧ください。

番号が 1 番の 1 件の申請がありました。

令和 2 年 3 月 25 日開催の第 33 回定例会で事前確認した新規就農者の申請です。

続きまして、議案 16 頁をご覧ください。

報告第 4 号「青年等就農計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 3 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 17 頁をご覧ください。

先ほど、報告第 3 号で意見した 1 件について、通知があり、受理しています。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりでございます。

続きまして、議案 18 頁をご覧ください。

報告第 5 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会长専決規程第 3 条第 9 号の規定に基づき、1 番、2 番、3 番の現地確認委員、吉本会長、寺崎委員及び斎藤委員の 3 人の指名について、専決処分しましたので報告します。

報告について以上です。

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

続きまして、日程第 7 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

それでは、議案 20 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は 21 頁から 24 頁をご覧ください。

番号が 1 番から 8 番までの 8 件の通知を受理しました。

合意解約の理由については、各番号の各備考欄に記載されているとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が 6 か月以内であるかの確認については、1 番から 8 番まで全て合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況について」この案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 8 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案 26 頁をご覧ください。

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第 3 条の規定に基づき、農地等の所有権移転に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は 27 頁、28 頁をご覧ください。

番号が 1 番の 1 件の許可申請がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は 48 頁に載せてありますのでご確認願います。

1 番については、賃貸借をしていた農地を売買する案件です。

農地には水稻を作付けする計画になっています。

農地法第 3 条の許可要件については、議案 29 頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第9議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案30頁をご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

議案は31頁、32頁をご覧ください。

番号が1番から6番までの6件でございます。

1番については、借主の新規就農に係る新規の賃貸借となっており、2番から6番については、借主の規模拡大による賃貸借です。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は、33頁から37頁に、調査書は、38頁から43頁に載せてありますのでご確認願います。

また、この案件の3番、4番につきましては、12番委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

議長 議事参与の案件がありますので、まず3番、4番について審議いたします

12番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 3番、4番について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

3番、4番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは3番、4番の案件について認めると決定しました。

着席

議長 残りの案件について審議いたします。

質疑ございませんか。

- 委員 無しの声  
議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。  
残りの案件について認める方は挙手をお願いします
- 委員 全員挙手  
議長 はい、それでは残り案件について認めると決定しました。
- 議長 続きまして、日程第10議案第4号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
- 主幹 それでは、議案44頁をご覧ください。
- 議案第4号「土地の現況証明書の交付について」でございます。
- 北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。
- 現況証明の内容については、45頁、46頁をご覧ください。
- 番号が1番から3番の3件でございます。
- 土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、記載の内容のとおりで、地目変更のためです。
- 位置図は、47頁から49頁まで、調査票は、50頁から52頁までに載せてありますので、ご確認ください。
- また、本日配布しました航空写真及び現地写真も併せて、ご確認ください。
- 報告第5号で報告したとおり現地確認委員を指名し、4月17日に現地確認を行いました。
- 現地確認について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。
- 11番委員 はい、1番から3番の案件について、4月17日、吉本会長、寺崎委員、私と事務局で現地調査を行いました。
- 1番の願出のあった土地は、写真のとおり、既に物置が建っており、宅地と一体として利用してから年数が相当経過しているため、農地以外であると判断しました。
- 2番の願出のあった土地は、写真のとおり、既に納屋及び物置が建っており、宅地として利用してから年数が相当経過しているため、農地以外であると判断しました。
- 3番の願出のあった土地は、写真のとおり、既に住宅及び車庫が建っており、宅地として利用してから年数が相当経過しているため、農地以外であると判断しました。
- 報告は以上です。
- 議長 それでは、議案第4号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。
- 質疑ございませんか。
- 委員 無しの声  
議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第4号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第4号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

主幹 議案53頁をご覧ください。

次回の定例会についてですが、5月27日（水）午後6時00分からでよろしいでしょうか。

本日欠席している農業委員さんにも確認をした上で決定したいと考えています。

議長 本日出席されている皆さん、5月27日（水）でよろしいでしょうか。

委員 問題なし。

主幹 来週に本日欠席している農業委員さんにも確認し、皆さんに連絡します。

主な関係機関の日程については記載のとおりでございます。

議長 それでは、以上をもって第34回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。